

令和 2 年 4 月 1 5 日
大島商船高等専門学校

懲戒処分 of 公表について

このたび、本校では、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和 2 年 4 月 1 4 日

2. 被処分者 教授

3. 処分内容 戒告

4. 事案の概要

平成 2 8 年度入学生に対して他の学生からのいじめ行為がなされたことに関して、次の不適切行為があった。

- (1) いじめと判断されるべき行為をいじめと判断をしなかったこと、さらなるいじめの防止や学習等の支援について組織的な検討がなされなかったなど、いじめ対策委員会の主要職として適切な行為を怠った。
- (2) 重要書類（初動調査におけるアンケート）を誤って廃棄する不適切行為があった。

5. 校長のコメント

本校の教員に対して本件懲戒処分を行う事態になったことは、誠に遺憾であり、関係各位へ大変なご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後はこのような事が起こらないよう、教職員に対していじめ対策及び法令や規則の遵守の徹底を図り、本校の信頼回復に努めてまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構
大島商船高等専門学校長

福 田 勝 哉